

令和6年度 川越町上水道水質検査計画

川越町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各ご家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

このたび、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にを行うため、水質検査計画を策定しました。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供していきます。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

皆様のご意見・ご要望をお寄せ下さい。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

- (1) 皆様に安心して水道水をご利用いただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けられた水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

表-1

系 統 (水道施設名)	水 源 ・ 原水の種類	配水場 (タンク容量 m^3)	配水池	給水区域	検査地点
1. 川越系統 (川越水道)	①県水受水 (播磨浄水場)	朝明配水場 (2,000)	朝明配水池	川越全地区	朝明配水場 天神地区 亀崎地区 当新田地区
	木曾・長良川 表流水	埋縄配水場 (4,000)	埋縄第1配水池 埋縄第2配水池		
合計=1系統		・ 平均給水量 (令和3年度実績) (5,295 m^3 /日)		・ 給水人口 (令和4年度末) 15,596人 ・ 普及率 100%	給水栓: 4ヶ所 ※県水については、 三重県企業庁で水質 検査を行い、水質管 理している。

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

①川越系統

[水源の状況]

三重県企業庁からの浄水により町内全域に給水しています。

[水質管理について]

三重県企業庁からの浄水は、埋縄配水場に受水し、朝明配水場を經由し町内に給水を行っており、県からの受水地点までは三重県企業庁が責任を持って水質管理を行っています。企業庁の播磨浄水場は、環境基準による河川A類型に指定されている木曾川、長良川の表流水を水源としており、水道水源としては比較的良好な水質の河川です。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

ア. 毎日検査項目

「色度」、「濁度」、「消毒の残留効果」の3項目については、毎日（休日も含む）朝明配水場他3箇所で委託業者が検査を行います。

イ. 水質基準項目

川越町では1系統で給水を行っています。採水場所については表-1に、また、水質検査を行う項目、検査頻度については表-2に示します。

令和4年度は、水道水質検査計画策定後5年以上経過していることから、法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数とし、また、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に1回検査します。

「基 33 アルミニウム及びその化合物」については、処理水の全ての検査地点で、過去3年間における検査結果が、基準値（0.2mg/L）の5分の1を超過していることから、1回/3ヵ月検査：3回と処理水全項目検査：1回の年4回の頻度で実施します。

「基 42 ジェオスミン」、「基 43 2-メチルイソボルネオール」については、過去の検査結果から、検査頻度を緩和できる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、藻類発生時期である夏季に年3回の頻度で実施します。

「基 44 非イオン界面活性剤」については、検査地点：朝明配水場以外の検査地点において過去3年間における検査結果が、基準値（0.02mg/L）の5分の1を超過し

ていることから、1回/3ヵ月検査：3回と処理水全項目検査：1回の年4回の頻度で実施します。朝明配水場においても、経過観察のため年4回の検査を実施します。

表-2 水質検査項目及び検査頻度(処理水) 検査回数(回/年)

	定期検査項目	朝明配水場	天神地区	亀崎地区	当新田地区
基 1	一般細菌	1 2	1 2	1 2	1 2
基 2	大腸菌	1 2	1 2	1 2	1 2
基 3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1
基 4	水銀及びその化合物	1	1	1	1
基 5	セレン及びその化合物	1	1	1	1
基 6	鉛及びその化合物	1	1	1	1
基 7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1
基 8	六価クロム化合物	1	1	1	1
基 9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 2	1 2	1 2	1 2
基 12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1
基 13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1
基 14	四塩化炭素	1	1	1	1
基 15	1, 4-ジオキサン	1	1	1	1
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1
基 17	ジクロロメタン	1	1	1	1
基 18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1
基 19	トリクロロエチレン	1	1	1	1
基 20	ベンゼン	1	1	1	1
基 21	塩素酸	4	4	4	4
基 22	クロロ酢酸	4	4	4	4
基 23	クロロホルム	4	4	4	4
基 24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4
基 25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4
基 26	臭素酸	4	4	4	4
基 27	総トリハロメタン	4	4	4	4
基 28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4
基 29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4
基 30	ブロモホルム	4	4	4	4
基 31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4

基 32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1
基 33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4
基 34	鉄及びその化合物	1	1	1	1
基 35	銅及びその化合物	1	1	1	1
基 36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1
基 37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1
基 38	塩化物イオン	1 2	1 2	1 2	1 2
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1	1	1
基 40	蒸発残留物	1	1	1	1
基 41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1
基 42	ジェオスミン	3	3	3	3
基 43	2-メチルイソボルネオール	3	3	3	3
基 44	非イオン界面活性剤	4	4	4	4
基 45	フェノール類	1	1	1	1
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2	1 2	1 2	1 2
基 47	PH 値	1 2	1 2	1 2	1 2
基 48	味	1 2	1 2	1 2	1 2
基 49	臭気	1 2	1 2	1 2	1 2
基 50	色度	1 2	1 2	1 2	1 2
基 51	濁度	1 2	1 2	1 2	1 2
	残留塩素	1 2	1 2	1 2	1 2

(2) 原水の水質検査

ア. 水質基準項目

浄水の供給を受けている三重県企業庁からは、水質検査結果について情報提供を受け、安全確認を行っています。

イ. 朝明水源（浅井戸）については、非常用水源として位置付けており年11回毎月検査及び年1回全項目検査（原水）を行います。

表－3 水質検査項目及び検査頻度（原水） 検査回数（回／年）

	定期検査項目	朝明水源			
基1	一般細菌	1 2			
基2	大腸菌	1 2			
基3	カドミウム及びその化合物	1			
基4	水銀及びその化合物	1			
基5	セレン及びその化合物	1			
基6	鉛及びその化合物	1			
基7	ヒ素及びその化合物	1			
基8	六価クロム化合物	1			
基9	亜硝酸態窒素	1			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 2			
基12	フッ素及びその化合物	1			
基13	ホウ素及びその化合物	1			
基14	四塩化炭素	1			
基15	1, 4-ジオキサン	1			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1			
基17	ジクロロメタン	1			
基18	テトラクロロエチレン	1			
基19	トリクロロエチレン	1			
基20	ベンゼン	1			
基32	亜鉛及びその化合物	1			
基33	アルミニウム及びその化合物	1			
基34	鉄及びその化合物	1			
基35	銅及びその化合物	1			
基36	ナトリウム及びその化合物	1			

基 37	マンガン及びその化合物	1			
基 38	塩化物イオン	1 2			
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1			
基 40	蒸発残留物	1			
基 41	陰イオン界面活性剤	1			
基 42	ジェオスミン	1			
基 43	2-メチルイソボルネオール	1			
基 44	非イオン界面活性剤	1			
基 45	フェノール類	1			
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2			
基 47	PH 値	1 2			
基 48	味	1 2			
基 49	臭気	1 2			
基 50	色度	1 2			
基 51	濁度	1 2			

5. 水質検査方法

検査の方法は、水質基準項目については、「水質基準に関する省令の基準に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最新改正版を使用））、残留塩素については水道法施行規則第 17 条第 2 項の規制に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号（最新改正版を使用））、水温については「上水試験方法」（日本水道協会編最新版）により行います。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期的水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期的水質検査地点についても検査します。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の自己／委託の区分

- (1) 「色度」、「濁度」、「消毒の残留効果」の3項目については、休日も含めた毎日、朝明配水場他3箇所で委託業者が検査を行います。
- (2) 原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、水道法第20条第3項に規定する厚生労働省に登録のある専門の検査機関に委託して検査を行います。
- (3) 試料の採水及び受け渡しについては、検査に必要な採水容器(十分に洗浄してあるもの)を検査機関が準備し、決められた日・決められた場所において町職員が採水し、検査機関の職員に渡し検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ① 水質検査計画書
- ② 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③ その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について水道の需要者に対し町ホームページにて公表します。また、公表内容に対する需要者の意見を積極的に聴き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

* 検査結果がでましたら、順次町ホームページにて公表します。

9. その他の留意事項

(1) 原水の取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和6年度の主な水道工事は、高松地内で水質及び水量安定供給並びに耐震化の為に水道管の布設替え工事を予定しております。

いずれも水道水質等に影響を及ぼさないよう工事を施工します。

(2) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制及び定期的な連絡調整会議の開催計画と実施状況

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、川越町安全環境課、三重県環境生活部、三重県企業庁、四日市北警察署、河川管理者及び水質検査を委託している検査機関などの関係機関と連携をとり、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独に対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。